第6次
相生市総合計画

いのち輝き 絆ひろがる
あいのまち

人と人の絆を大切にし、
地域特性を活かしたまちづくりに向けて

本市は、昭和１７年１０月に兵庫県下９番目の市として誕生し、工業・造船都市として発展してきましたが、造船構造不況の影響を受けた後、新規産業への転換・多角化を促進しながら、播磨科学公園都市の玄関口としてまちづくりを進めるとともに、平成２３年４月に「子育て応援都市」宣言を行い、子育て・教育支援、定住促進施策に積極的に取り組んできました。

一方、国においては、人口減少社会の到来、少子・高齢化が進む中にあって、地方創生の推進などが打ち出され、地方自治体にあっては、将来にわたり、持続可能な行政経営と魅力あふれる活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

このため、第６次総合計画において、本市が目指すまちの姿を実現するための指針として、将来像を

「いのち輝き　絆ひろがる　あいのまち」

と設定しました。これは、従来の事業の手続き、プロセス、事務処理の適正さなどに重点を置く「行政運営」に加えて、社会の変化に迅速に対応しつつ、地域の特性をまちづくりに濃く反映させ、市民の満足度が向上するよう成果に重点を置く「行政経営」の推進を図ると同時に、これまで築いてきた絆を更に大きく広げ、市民だけではなく、本市に関わりのある全ての人々が絆でつながることで、これまでの取り組みを加速させ、引き続き本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを目指すものであります。

今後は、市民の皆様が安心して、希望を持って暮らしていける絆のあるまちを実現するため、市民の皆様と手を携え、対話しながらまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たりまして、熱心にご議論いただきました総合計画等審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査・市民ワークショップにご協力いただきました皆様、また、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和３年３月

相生市長　谷口 芳紀

目　次

第１部　総論……1
第１章　計画の趣旨……2
　第１節　計画策定の目的……2
　第２節　計画の役割と構成……2
　　１　計画の役割……2
　　２　計画の構成と期間……2
　第３節　社会潮流……4
　　１　人口減少・少子高齢社会の進行……4
　　２　地域経済・産業構造の変化……4
　　３　安全・安心意識の高まり……4
　　４　価値観やライフスタイルの多様化……5
　　５　地域のつながりの再認識……5
　　６　地方分権の進展と広域連携の推進……5
　第４節　相生市の現状……6
　　１　相生市の概要……6
　　２　現況……7

第２部　基本構想……13
第１章　まちづくりの方向性……14
　第１節　将来像……14
　　１　相生市の将来像……14
　　２　将来像実現のために……15
　第２節　将来人口……15
　第３節　土地利用構想……16
第２章　まちづくり目標……18
　第１節　未来を担う人と文化を育むまち……18
　第２節　安心して暮らせる、強くしなやかなまち……18
　第３節　健やかな暮らしを守り支え合うまち……18
　第４節　心地よい生活環境が保たれたまち……18
　第５節　暮らしを支える都市機能の整ったまち……19
　第６節　まちづくりを進める土台を強化する……19

第３部　基本計画……21
第１章　未来を担う人と文化を育むまち……24
　第１節　輝く子どもを育むまちづくり……24
　　基本施策１－１－１　学びの環境の充実……24
　　基本施策１－１－２　知・徳・体の調和のとれた人材の育成……26
　第２節　誰もが楽しく学べるまちづくり……28
　　基本施策１－２－１　社会教育環境の充実……28
第２章　安心して暮らせる、強くしなやかなまち……30
　第１節　安全で安心なまちづくり……30
　　基本施策２－１－１　安心して暮らせるまちづくりの推進……30
　　基本施策２－１－２　防災力の強化……32

第３章　健やかな暮らしを守り支え合うまち……34
第１節　互いに支え合う福祉のまちづくり……34
基本施策３－１－１　地域福祉活動の充実……34
第２節　障害のある人が安心して暮らせるまちづくり……36
基本施策３－２－１　地域生活支援の充実……36
第３節　子育てしやすいまちづくり……38
基本施策３－３－１　子育て環境の充実……38
基本施策３－３－２　子どもの健やかな発育の支援……40
第４節　健康に暮らせるまちづくり……42
基本施策３－４－１　地域医療の充実……42
基本施策３－４－２　健康づくりと予防対策の推進……44
第５節　高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり……46
基本施策３－５－１　日常生活支援の充実……46
基本施策３－５－２　地域包括ケアの推進……48
第４章　心地よい生活環境が保たれたまち……50
第１節　安定した市民生活が送れるまちづくり……50
基本施策４－１－１　安定した社会保障制度の推進……50
第２節　活気のあるまちづくり……52
基本施策４－２－１　安心して生活できる環境の整備……52
基本施策４－２－２　市民の協働によるまちづくりの推進……54
基本施策４－２－３　まちのにぎわいの創出……56
基本施策４－２－４　地域資源を活かした観光の振興……58
第３節　環境にやさしいまちづくり……60
基本施策４－３－１　豊かな自然環境の保全……60
基本施策４－３－２　環境衛生の保持……62
第５章　暮らしを支える都市機能の整ったまち……64
第１節　快適に暮らせるまちづくり……64
基本施策５－１－１　快適な都市機能の維持……64
基本施策５－１－２　安心な住環境の保全……66
基本施策５－１－３　港湾と河川の保全……68
第２節　地域生産力の向上を目指すまちづくり……70
基本施策５－２－１　農林水産業の持続的発展……70
第６章　まちづくりを進める土台を強化する……72
第１節　安定した持続可能な行政経営……72
基本施策６－１－１　定住の促進と関係人口の拡大……72
基本施策６－１－２　社会の変化に対応する組織と体制の充実……74
基本施策６－１－３　安定した行政経営基盤の確立……76

第４部　第２次相生市地域創生総合戦略……79
第１章　戦略目標……81
第２章　戦略目標別施策……82
戦略目標１　子育て応援のまち相生　～自然増対策～……82
施策１　パパママ支援……82
施策２　子どもたちの成長応援……83
施策３　地域の子育て応援……83

戦略目標２　住みたい、帰りたいまち相生　～社会増対策～……84
施策１　あいおい暮らしサポート……84
施策２　子どもたちの未来を創るあいおいの教育……85
施策３　あいおいプロモーション……85
戦略目標３　働く人の希望が叶うまち相生　～産業活性化～……86
施策１　魅力ある産業づくり……86
施策２　農水産業の活性化……87
施策３　地域資源を活用した観光振興……87
戦略目標４　安全・安心で住み続けられるまち相生　～元気づくり～……88
施策１　安全・安心に暮らせるまちづくり……88
施策２　健康長寿なまちづくり……89
施策３　多様な主体による連携・協働のまちづくり……89

資料編……91
１　諮問書・答申書……92
（１）諮問書……92
（２）答申書……92
２　各種要綱……94
（１）相生市総合計画策定要綱……94
（２）相生市総合計画策定会議設置要綱……95
３　相生市総合計画等審議会委員名簿……97
４　策定経過……98
５　市民の意向……99
（１）アンケート調査結果……99
（２）ワークショップ実施結果……105
６　その他……113
（１）めざそう値の現状……113
（２）地域創生総合戦略の目標値の説明……115
（３）総合計画と SDGs の関係……117
（４）進行管理スケジュール……118
（５）用語集……119

総論

第1章　計画の趣旨

第１節　計画策定の目的

本市では、平成２３年度からの１０年間を計画期間とする第５次相生市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきました。また、人口減少、少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、長引く経済の低迷、格差社会の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした状況の中、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、市が積極的な行財政改革を行うことはもとより、市民、事業者、各種団体などとの協働により、今後も長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていく必要があります。

このことから、平成２３年には地方自治法が改正され、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務がなくなったものの、引き続き、長期的な視点から本市の目指すべき将来像とまちづくりの方向性を明確にするため、相生市自治基本条例に基づく本市の最上位計画として『第６次相生市総合計画』を策定します。

また、本市の地域創生に向けて第５次総合計画の施策を横断的に示した「相生市もっと活力上昇計画」（以下「第１次総合戦略」という。）の改訂に伴い、本市における地域創生の方向性をより明確にするため、第６次総合計画と一体的に第２次地域創生総合戦略を策定します。

第２節　計画の役割と構成

１　計画の役割

総合計画は、市政運営の指針となるもので、まちづくりの基本的な方向と施策・事業を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、分野別計画がより効果的に機能するよう連動性を高めるとともに、地方分権時代にふさわしい自治体経営を進めるためのものです。

さらに、市民、事業者、各種団体などに本市が進むべき方向を示し、共有することでその諸活動を導くとともに、協働でまちづくりを進めるための指針となるべきものです。

また、地域創生総合戦略は「まち・ひと・しごと創生法」第１０条に基づきを策定を行い、本市における人口減少などの喫緊の課題に対応する戦略であり、地域創生の実現を推進するものです。

２　計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、地域創生総合戦略及び実施計画により構成します。

（１）基本構想

基本構想は、市のあらゆる分野別計画の最上位に位置づけるもので、本市のまちづくりの基本目標を定め、目標を達成する基本的な考え方を施策の大綱として示すものです。

計画期間は、長期的な展望を踏まえ、令和３年度から令和１２年度までの１０年間とします。

（２）基本計画

基本計画は、基本構想の実現を図るため必要となる基本的施策と目指す指標を体系ごとに示すものです。

計画期間は、急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため、前期を令和３年度から令和７年度までの５年間、後期を令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

（３）地域創生総合戦略（総合戦略）

地域創生総合戦略は、基本的施策と目指す指標を体系ごとに示した基本計画において、その体系を横断的に示したものです。また、実施した施策・事業の効果を、戦略目標に係る数値目標や重要業績評価指標（ＫＰＩ）の達成度により、客観的に検証するものとします。

計画期間は、第２次を令和３年度から令和７年度までの５年間、第３次を令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

（４）実施計画

実施計画は、基本計画において定めた目標を達成するための事業の優先度や財源との整合などを考え合わせ、具体的な事業の内容を明らかにするもので、予算編成及び事業実施の指針となるものです。

計画期間は、３年間として別途策定し、ローリング方式により毎年度、見直しを行います。

■総合計画の構成

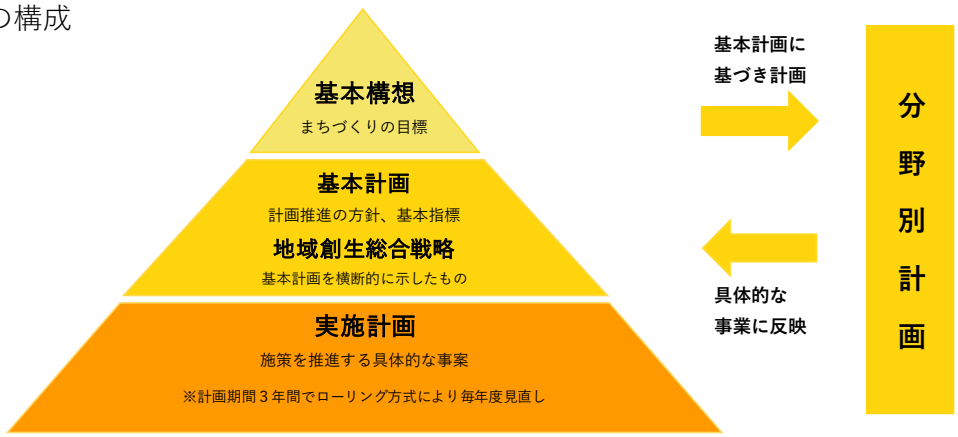

■総合計画の期間

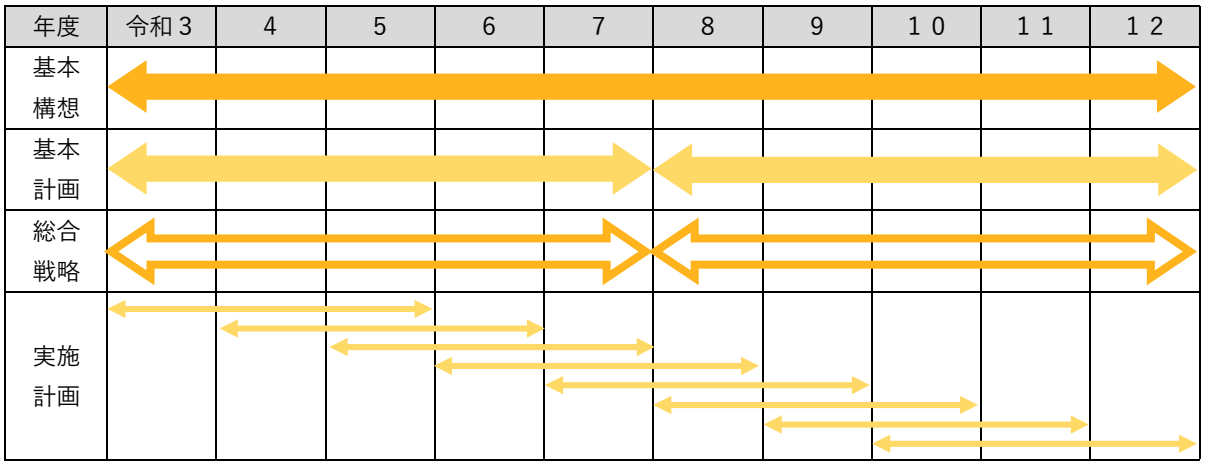

第３節　社会潮流

１　人口減少・少子高齢社会の進行

日本全体の総人口は、既に減少局面に突入し、加えて地方と東京圏の経済格差の拡大などが、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いています。また、出生数の減少と平均寿命の延伸により、年少人口が減少する一方で、老年人口が増加し、令和７年には、いわゆる「団塊の世代」が７５歳以上となることから、後期高齢者の急増が見込まれています。

人口減少及び人口構造の変化は、労働力不足による地域経済の減退、社会保障における市民負担の増加など、まちづくりに大きな影響を与えることから、平成２６年１１月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方の人口減少問題の解消及び活性化に向けた地方創生の動きが進んでいます。

２　地域経済・産業構造の変化

経済のグローバル化の進展に伴い、全国的に製造業の生産拠点の海外移転が進む一方で、外資系企業の国内進出が顕著となっています。また、国際的な経済連携及び貿易の自由化が進む中で、第１次産業をはじめとする本市産業への影響及び状況の変化に適切に対応していくことが求められています。

さらに、政府による累次の経済政策、インバウンド観光などによる経済の活性化が期待される一方で、少子高齢化の進行などにより各分野にわたっての労働力不足が深刻化しています。

３　安全・安心意識の高まり

平成２３年の東日本大震災及び紀伊半島大水害をはじめ、平成２７年の関東・東北豪雨、平成２８年の熊本地震、平成３０年の西日本豪雨など、自然災害が多発し大きな被害をもたらしています。国では、平成２５年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する「国土強靭化基本法」が施行され、危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が必要となっています。

近い将来、南海トラフ地震の発生が予測される中、引き続き、市民の生命、身体及び財産を守る災害対策の推進とともに、市民の防災意識を高め、地域を挙げた防災対策の更なる推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対して、適切かつ迅速に対応することが必要となっています。

さらに、悪質で多様化する犯罪など市民の日常生活の安全を脅かす事案が増大し、安心なまちづくりに対する意識がますます高まっています。

4　価値観やライフスタイルの多様化

社会や経済の成熟、国際化の進展、情報通信技術の発達などに伴い、市民の価値観及びライフスタイルが多様化し、特に、個人の価値観においては、物質的な豊かさよりも、ゆとりや安らぎといった精神的な豊かさを重視する傾向が強まっています。そのような中で、一人ひとりの価値観に応じた働き方、学び方、暮らし方など多様な選択が可能となる環境が求められており、心身の健康づくり及びワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、豊かな人間性を育む教育・文化の振興などに取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス感染症を契機として、密集・密接・密閉の回避やテレワークの推進など新しい生活様式への転換が求められています。

さらに、携帯端末、インターネットの普及などをはじめとする情報通信技術の発達は、人々の生活の利便性、作業効率の向上及び情報発信力の強化につながり、その役割は大きくなっています。一方で、プライバシーの保護及び情報セキュリティの確保といった新たな課題への対策が重要となっています。

5　地域のつながりの再認識

人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの多様化などを背景として、地域のつながりが希薄化しており、コミュニティ機能の低下が懸念されています。一方で、東日本大震災をきっかけに、人と人との助け合いや支え合いの大切さが再認識されています。

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、行政と地域の担い手である市民、事業者、各種団体などが、適切な役割分担と協調関係のもとで、パートナーとして関係を築き、それぞれの役割を担っていくことが重要です。

6　地方分権の進展と広域連携の推進

平成１２年の地方分権一括法の施行以降、政府による義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、権限移譲などが進み、地方自治体は自らの責任と判断の下、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。

しかし、地方を取り巻く情勢は、人口減少、少子高齢化、国の制度改正などの影響により、市税収入は減少傾向にある一方で、社会保障関係経費が増加傾向にあり、今後も同様に厳しい財政状況が続くと予測される中で、行政能力の向上、効果的・効率的な行政運営の推進、持続可能な安定した財政基盤の確立など、より一層の行財政改革と広域連携に取り組む必要があります。

時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるためには、「選択と集中」による効果的、かつ、広域連携による効率的な行政運営を行うとともに、高度情報技術の活用など、利便性の高い新たなサービスの展開を図る必要があります。

第４節　相生市の現状

１　相生市の概要

（１）位置と面積

本市は、兵庫県の南西部（東経１３４度２８分、北緯３４度４８分）に位置し、南は播磨灘に面し、北はたつの市・上郡町、東はたつの市、西は赤穂市・上郡町にそれぞれ境を接しており、市域の東西は約８ｋｍ、南北は約２０ｋｍと南北方向に細長い形で、総面積９０.４０ｋ㎡のまちです。

（２）地形

本市は、市域のほとんどが西播丘陵を中心とする２００～５００ｍの山並みに囲まれ、湾岸部にまで山が迫っているため、宅地などは約１５％で平坦な土地が乏しくなっています。市の中央部には、わずかに平野部が東西に伸び、そこから数ｋｍ離れたかたちで北と南にそれぞれ伸びる平坦な土地があり、北部の集落及び南部の市街地を形成しています。

南端は、瀬戸内海国立公園、北部丘陵地帯の一部は、西播丘陵県立自然公園にそれぞれ指定され、海と山の自然あふれる豊かな環境を有しています。

（３）歴史

中世には、現在の市域の大部分は「矢野荘」となり、皇室領荘園、後に京都の東寺（教王護国寺）領荘園として治められました。江戸時代中期には、旧市域が赤穂藩領となるなど、６つの藩領となりました。

明治２２年の市町村制の施行によって近世の行政村を併合しながら相生村、那波村、若狭野村などが誕生し、相生村、那波村はそれぞれ町制を敷いた後、昭和１４年に合併し相生町となり、戦時中に造船業が規模を拡大したことにより、人口が急増し、昭和１７年に相生市が誕生しました。

終戦後、一時人口は減少しましたが、造船業を中心として経済活動も活発となり、人口の増加に伴い住宅地化が進むとともに、昭和２６年には揖保郡揖保川町の大字那波野を合併し、さらに昭和２９年には赤穂郡若狭野村と矢野村を合併し、現在の市域となりました。

工業・造船都市として発展してきた本市は、造船業をめぐる構造不況の影響を受け、産業活動の停滞、人口の急減などを経験し、市民生活にも大きな影響が出たため、産業面では脱造船を目指し新規産業への転換・多角化を進めてきました。

その後、喫緊の課題である人口減少及び少子化の進行を抑制するため、平成２３年４月には、「子育て応援都市」宣言を行い、「あいおいが暮らしやすい１１の鍵」をはじめ、子育て・教育支援に積極的に取り組んでいます。

2 現況

（1）人口と世帯

ア　推移

日本の総人口が減少局面にある中、本市においても人口は昭和５０年頃から減少を続けています。

また、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加に伴う少子高齢化も進行し、平成２７年の年齢構成人口で、０～１４歳の年少人口が１１.２％、１５～６４歳の生産年齢人口が５４．３％、６５歳以上の老年人口が３４．５％となっており、平成１７年と比べ年少人口が１．１ポイント減少している反面、老年人口が９．１ポイント増加しています。

世帯数については、増加傾向にあるものの、１世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族世帯、一人暮らしの高齢者世帯の増加がうかがえます。

【年齢３区分別人口の推移】

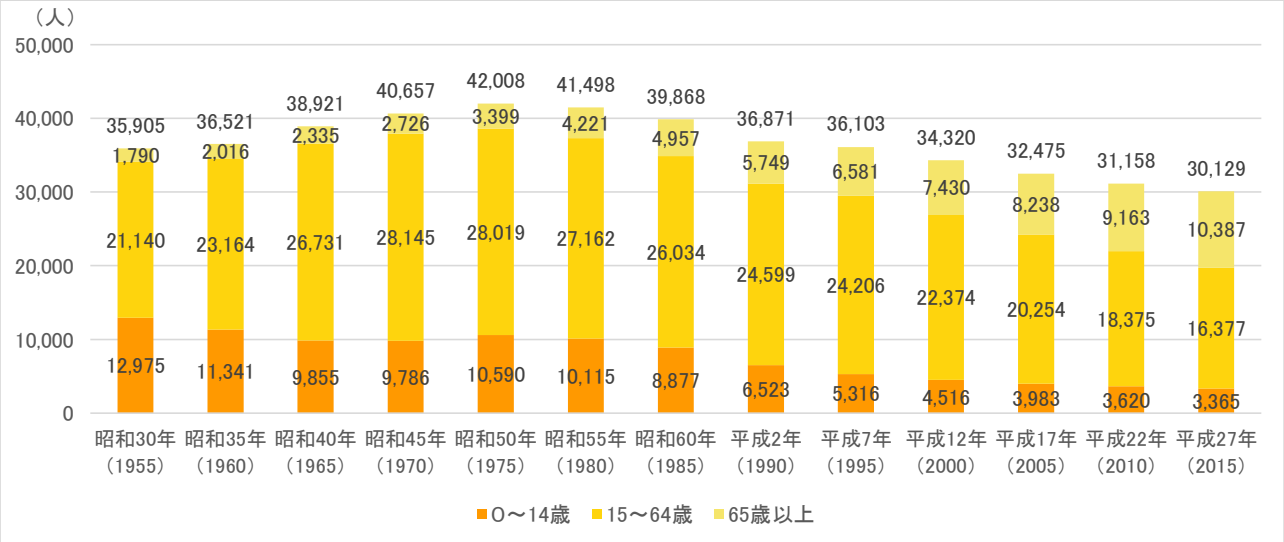

資料：国勢調査

【年齢３区分別人口割合の推移】

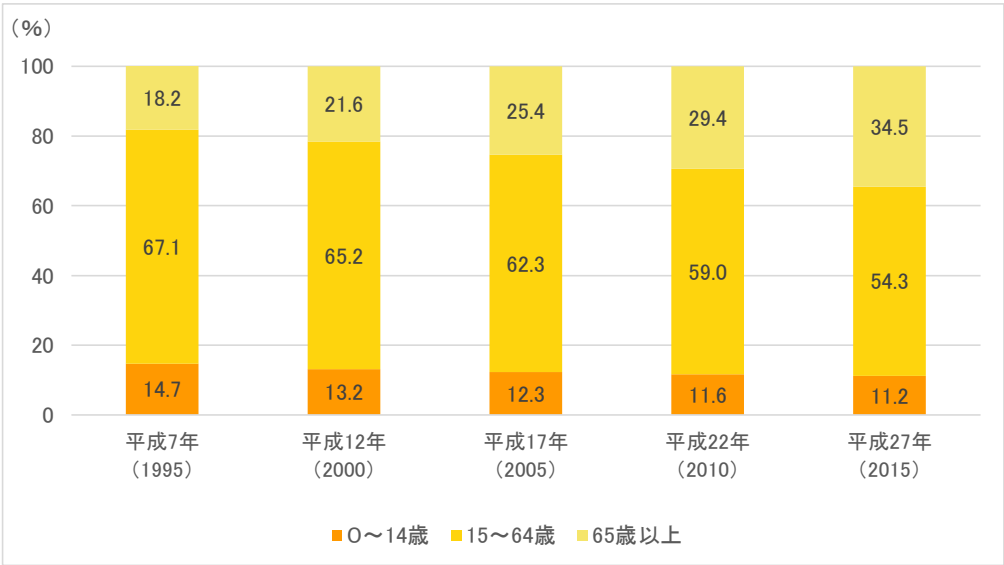

資料：国勢調査

【世帯数の推移】

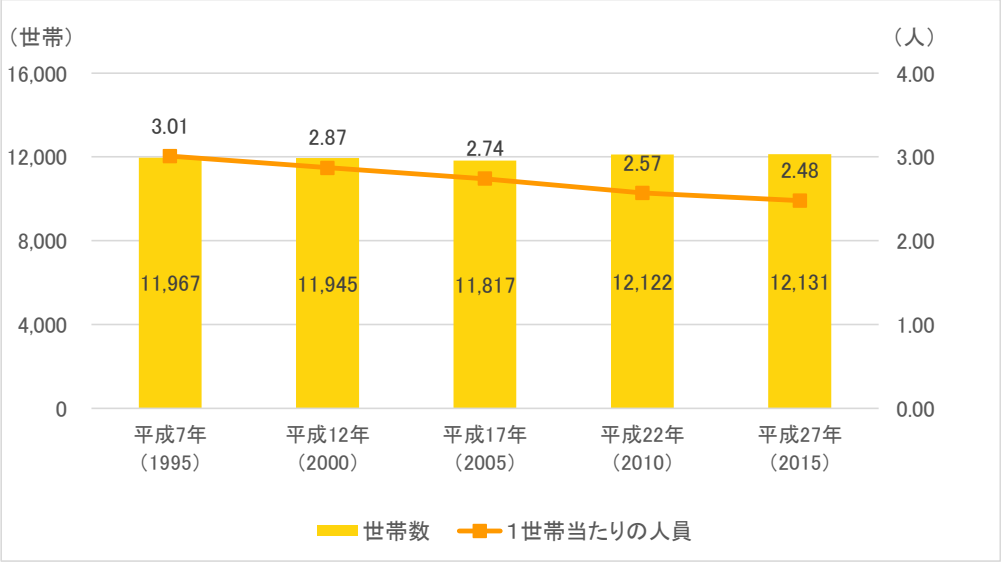

資料：国勢調査

イ　相生市人口ビジョン（将来推計人口）

国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成２７年国勢調査の結果を基にした、本市の推計人口は、令和２７年には人口が２１，８４８人と、平成２７年の約７割となることが予測されています。

しかしながら、この予測は、平成２２年国勢調査の結果を基にした、推計人口に比べ、僅かながら上振れをしています。これは、平成２３年度から取り組んでいる子育て・教育支援及び定住促進施策の成果の一つであると考えられます。

今後も引き続き、人口減少の抑制とまちの活力上昇に向けて、子育て世代をはじめとする若い世代の定住の場として、子育て・教育支援及び定住促進施策をはじめ、まちづくりや経済基盤の強化に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

本市の独自推計では、子育て世代の出産・子育て支援、若者・壮年層の市内雇用の拡充などの地域創生総合戦略の展開などにより、相生市人口ビジョンにおける令和４２年の目標人口を約２２,０００人としています。

【国立社会保障・人口問題研究所準拠による人口推計（平成２７年国勢調査）】

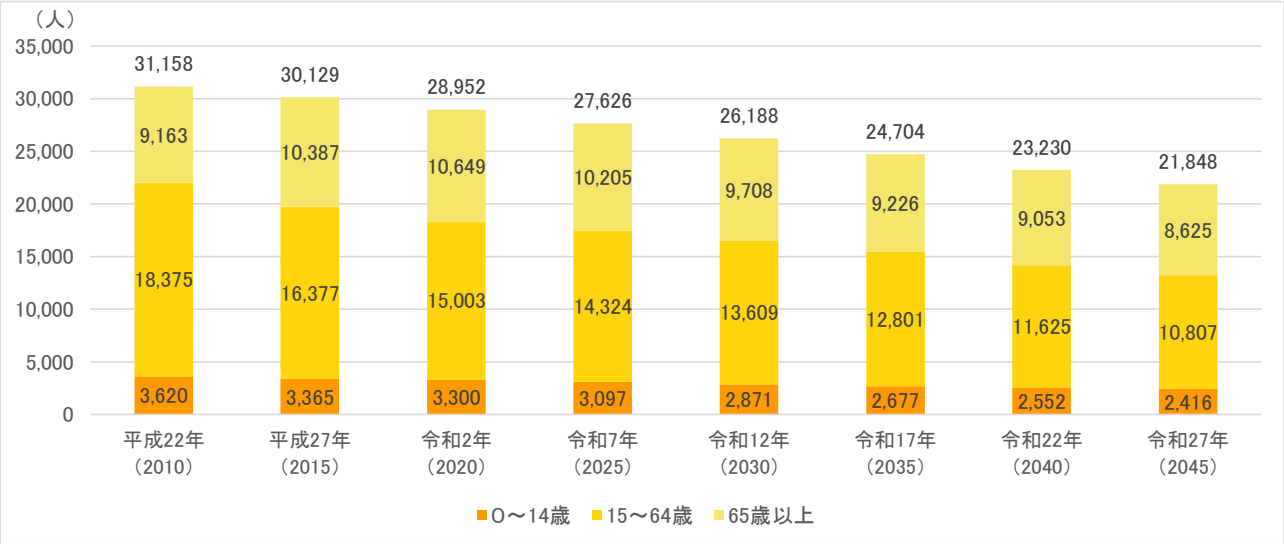

【独自推計による推計人口（相生市人口ビジョン）】

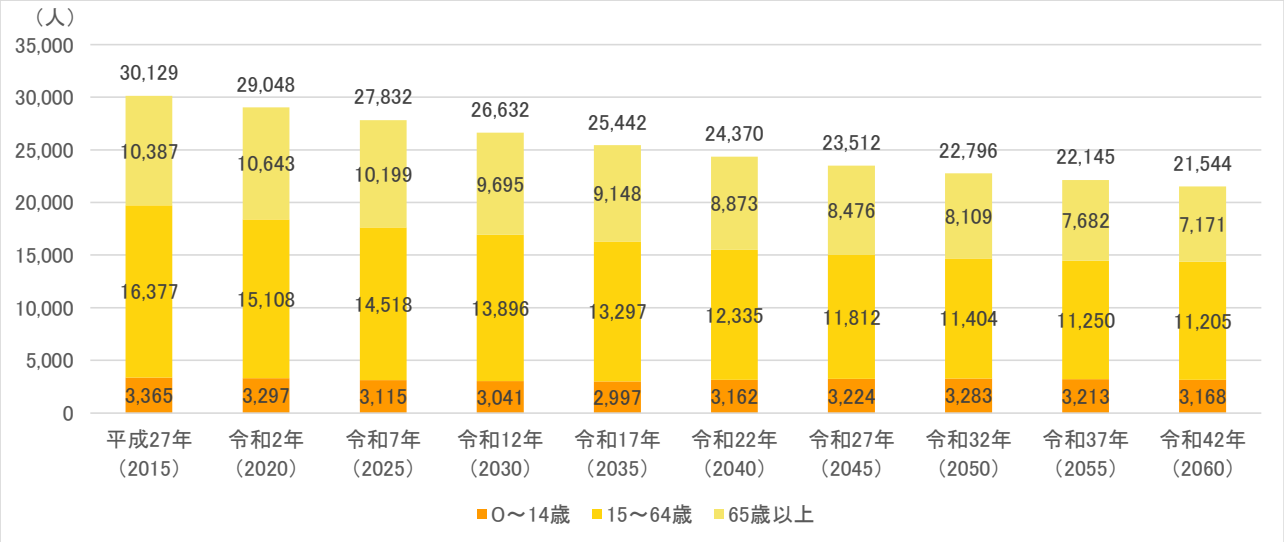

※　独自推計の算定方法

項目	考え方
自然動態	●合計特殊出生率を平成２７～令和元年／１．４８、令和２～１１年／１．６、令和１２～２１年／１．８、令和２２年／２．０７と、段階的に上昇させ、令和２２年以降は一定で設定。 （参考：国　令和２年／１．６、令和１２年/１．８、令和２２年／２．０７）
社会動態	●２０～５０代の若者・子育て世代・壮年層を中心に平成２７年以降、段階的に転入超過で設定。 ●２０～５０代以外については、国立社会保障・人口問題研究所の設定した社会移動率に対し、平成２７年で０．５倍、その後段階的に縮小し、令和２２年以降は移動率を均衡させ、その後は一定で設定。 ●上記の考え方により転入促進・転出抑制を図り、令和２～６年に社会増減年間０人、令和７～１６年で社会増年間約３０～５０人、令和１７年以降で社会増年間約１１０～１３０人で設定。

【推計人口の推移】

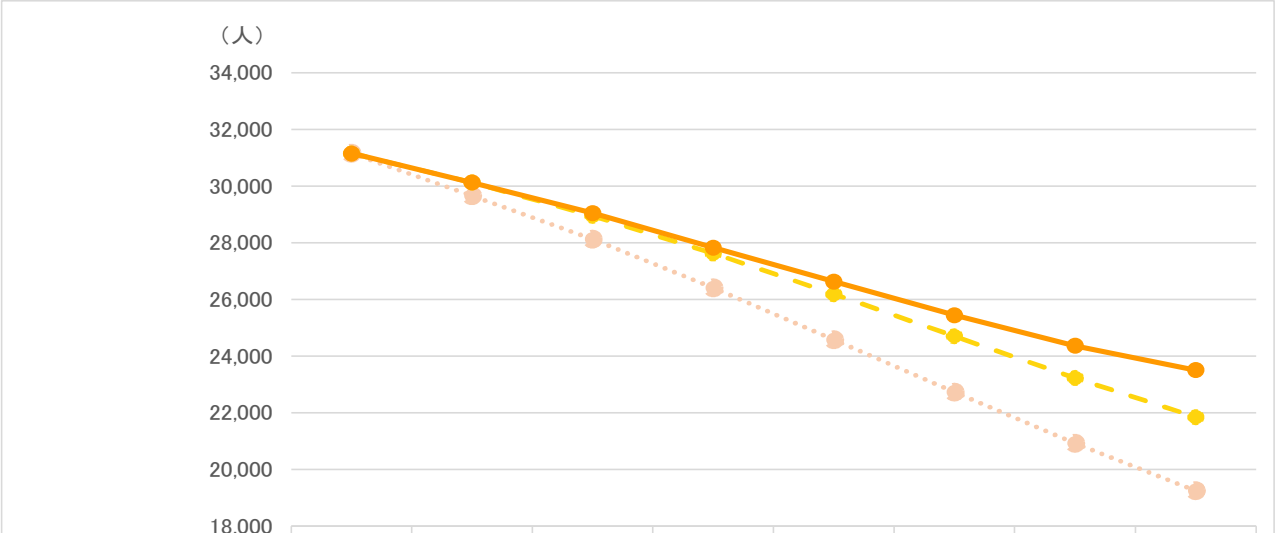

	平成22年（2010）	平成27年（2015）	令和2年（2020）	令和7年（2025）	令和12年（2030）	令和17年（2035）	令和22年（2040）	令和27年（2045）
社人研推計（平成22年（2010）国調ベース）	31,158	29,662	28,126	26,408	24,577	22,729	20,920	19,245
社人研推計（平成27年（2015）国調ベース）	31,158	30,129	28,952	27,626	26,188	24,704	23,230	21,848
相生市人口ビジョン（独自推計）	31,158	30,129	29,048	27,832	26,632	25,442	24,370	23,512

（２）経済

本市は、造船を中心とする工業都市として発展し、昭和６０年頃までは第２次産業就業者が５割近くを占めていました。近年は産業構造にも変化が見られ、平成２７年には第２次産業就業者が３２．７％、第３次産業就業者が６５．１％となっています。

若年層の進学、就職に伴う転出などによる生産年齢人口の減少とともに、市内の１５歳以上就業者数は減少傾向にあり、市民ワークショップ及び高校生ワークショップでも、若者が働ける場の確保が求められています。

また、本市は歴史的資源や豊かな自然環境を有しており、こうした地域資源を有効に活用した観光振興も求められています。

このような社会経済情勢の中において、特産品、地場産業などを活用した地域の活性化及び若者、女性などをはじめとした雇用を確保するため、第１次・第２次産業の基盤の維持をはじめ、第３次産業など商工業を中心とした起業支援に取り組むとともに、連携中枢都市圏を活用した雇用の確保、農水産業の６次産業化など、まちの活力の維持・増進を図る必要があります。

（３）交通

本市は交通の利便性が高く、鉄路では、ＪＲ山陽本線、赤穂線及び山陽新幹線が走り、ＪＲ相生駅及びJR西相生駅の２駅があり、新幹線利用で東京まで約３時間３０分、大阪まで約５０分、在来線利用で神戸まで約１時間の距離です。

陸路では、高速自動車道路として、山陽自動車道が市域を東西に走り、龍野西ＩＣが近接しています。さらに、播磨ＪＣＴ 及び播磨自動車道が整備されるなど、中国横断自動車道姫路鳥取線が全線の一体的な供用に向け整備中であり、整備完了すれば山陽自動車道・中国縦貫自動車道・中国横断自動車道が結ばれ、播磨科学公園都市を含めた広域アクセスが飛躍的に向上します。また、京阪神と九州を結ぶ国土幹線道路の国道２号、国道２５０号、県道姫路上郡線、県道相生宍粟線及び現在整備中の県道竜泉那波線は、広域道路網として重要な役割を果たすものと期待されます。

海路では、平成１８年度に公共バースが整備され、平成１９年度には「道の駅・海の駅あいおい白龍城」が海の駅に登録されるとともに、相生湾が近畿初となる「みなとオアシス」に登録されるなどの整備がされています。

こうした交通の利便性は本市の最大の強みの一つであり、その強みを活用したまちづくりが求められています。

（４）財政

ア　歳入・歳出の推移

歳入の状況をみると、相生市文化会館の建設に多額の市債を借り入れた平成２７年度を除き、近年は、１３０億円前後で推移しています。その内訳において、地方交付税、国庫支出金に依存している部分が多く、平成３０年度の自主財源比率は、歳入全体の約４５％となっています。

歳出の状況をみると、高齢化の進行などにより歳出総額に占める扶助費の割合は上昇傾向となっています。

【収支の推移】

単位：千円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額	14,753,052	16,905,411	13,781,384	13,227,277	12,682,976
歳出総額	13,824,161	16,357,500	13,362,207	12,838,216	12,255,934
形式収支	928,891	547,911	419,177	389,061	427,042
翌年度に繰越すべき財源	419,925	35,858	29,204	16,171	62,514
実質収支	508,966	512,053	389,973	372,890	364,528

資料：財政状況資料集

【歳入の状況】

単位：千円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市税	4,426,456	4,338,469	4,300,584	4,327,284	4,388,622
地方交付税	3,370,850	3,408,332	3,322,482	3,248,526	3,184,605
国庫支出金	1,678,363	2,093,994	1,581,892	1,458,547	1,400,389
その他	5,277,383	7,064,616	4,576,426	4,192,920	3,709,360
普通会計の歳入総額	14,753,052	16,905,411	13,781,384	13,227,277	12,682,976

資料：財政状況資料集

【歳出の状況】

単位：千円

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
義務的経費		5,993,521	5,905,528	5,923,506	5,910,891	5,850,429
	うち　人件費	2,101,114	1,926,798	1,854,756	1,841,856	1,901,039
	扶助費	2,329,150	2,400,385	2,492,270	2,561,226	2,435,917
	公債費	1,563,257	1,578,345	1,576,480	1,507,809	1,513,473
投資的経費		1,796,852	4,333,524	1,261,840	1,318,930	702,063
その他		6,033,788	6,118,448	6,176,861	5,608,395	5,703,442
普通会計の歳出総額		13,824,161	16,357,500	13,362,207	12,838,216	12,255,934

資料：財政状況資料集

イ　収支実績と見通し

本市では持続可能な財政運営を行うため、平成２８年度から「第３期相生市行財政健全化計画」に基づき、地域創生による活性化と持続可能な財政運営の両立を図りながら、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化と財政調整基金残高の確保を目標とし、取り組んで来ましたが、実質単年度収支は、平成２６年度から毎年度、赤字となっており財政調整基金を取り崩す財政運営となっております。

また、本市における地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、平成２７年度以降は他の類似団体と同程度となっておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、類似団体の平均値を大きく上回り、今後も高い水準で推移していくと予想されるため、臨時的な財政需要に対応すべく、引き続き行財政健全化に継続して取り組む必要があります。

【財政指標】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実質単年度収支	（千円）	▲107,058	▲218,808	▲490,724	▲225,457	▲54,381
財政力指数	―	0.56	0.55	0.55	0.56	0.57
	類似団体	0.65	0.55	0.57	0.58	0.58
経常収支比率	（%）	97.4	95.9	98.7	98.8	98.7
	類似団体	90.5	88.3	90.9	91.8	91.7

資料：財政状況資料集